

新宿区教育委員会会議録

平成26年第1回臨時会

平成26年1月22日

新宿区教育委員会

平成26年第1回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成26年1月22日(水)

開会 午後 2時03分

閉会 午後 4時06分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	白 井 裕 子	委員長職務代理者	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	委 員	菊 池 俊 之
教 育 長	酒 井 敏 男		

欠席者

委 員 今 野 雅 裕

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中央図書館長	藤 牧 功太郎
参 事 兼			
教育調整課長	吉 村 晴 美	教育指導課長	工 藤 勇 一
事務取扱			
教育支援課長	遠 山 竜 多	学校運営課長	米 山 亨
統括指導主事	長 田 和 義	統括指導主事	長 井 満 敏
統括指導主事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係		教育調整課管理係	
調 整 主 査	高 橋 美 香		高 橋 和 孝

議事日程

議 案

日程第1 第3号議案 平成25年新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書について

日程第2 第4号議案 平成25年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

協 議

1 新宿区いじめ防止等のための基本方針（案）について（教育指導課長）

◎ 開 会

○白井委員長 ただいまから、平成26年新宿区教育委員会第1回臨時会を開会します。

本日の会議には、今野委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、松尾委員にお願いします。

◎ 第3号議案 平成25年新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書について

◎ 第4号議案 平成25年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について

○白井委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第3号議案 平成25年新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書について」、「日程第2 第4号議案 平成25年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」を議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、「第3号議案 平成25年新宿区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成24年度分）報告書について」、説明をさせていただきます。

議案の次についております報告書をごらんください。

1ページ目でございますが、第1は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の位置づけについて記載をしております。

平成19年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年度から教育委員会では毎年この点検・評価を行い、議会に提出するとともに、公表することが義務づけられております。また、点検・評価を行うに当たっては、学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされております。

第2の平成25年教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてですが、これは昨年7月に今年度の実施方針として決定していただいた内容でございますので、繰り返しになりますが、今年度からの変更点といたしまして、区の行政評価との連携及び評価シートの作成事務の軽減の観点から、2の実施方法の（3）に「区が行う行政評価

の内部評価を踏まえ、かつ外部評価を参考のうえ実施する。」を加えております。具体的には、12ページ以降の個別事業の評価シートについては、内部評価の事業シートをベースにしたものにしてございます。

また、第3の評価会議の実施のところで記載のとおり、本年度は9月30日に学識経験者の方に御出席いただき、この会議を実施したものでございますが、この場で外部評価委員会からの意見について、外部評価委員会によるヒアリングでの主な質疑とヒアリング後に文書でいただいた再質問とその回答を参考資料としてお出ししております。

2ページ目をごらんください。4が学識経験者ということで、お三方は昨年と同様の先生にお願いをしております。

第3が評価会議の実施で、先ほど申し上げましたが、今年度は9月30日に実施をいたしました。

第4の平成24年新宿区の教育委員会の活動でございます。ここでは大きく教育委員会の主な審議内容と、教育委員会の会議以外での活動に分けて記載をしております。

まず審議でございますが、平成24年度は、定例会12回、臨時会が4回、議案が51件、協議がゼロ件、報告43件について行いました。

主なものですが、24年度ははじめが全国的に問題となりまして、新宿教育委員会でも緊急調査を実施し、認知された事例についての解決に努めました。

また、幼稚園のあり方の見直しは、8月に案をまとめましたが、説明会の開催により保護者等の御理解を十分に得られなかったこと及び平成27年度の子ども・子育て3法の施行に向けてのニーズ調査の結果を踏まえることとなり、27年度に方針を決定することとなりました。

特別支援教育での対応では、就学前施設から入学後の学校生活が円滑に進むよう「就学支援シート」を導入いたしました。

上記のほか、日本語の習得が十分でない外国籍の子どもに対する学習言語としての日本語を指導目的とした日本語学級を新宿中学校に開設するとともに、東京女子医大と連携した院内学級を余丁町小学校に配置をいたしました。

教育委員会以外の活動といたしましては、学校訪問や研究発表への参加、中学校の生徒会役員との交流会や保護者との懇談会を通じ、学校現場や保護者等の声の把握に努めました。

次に、4ページ、第5でございます。ここは新宿区教育ビジョンの概要及び主な個別事業について記載をしております。

1はビジョンの概要ですので、説明は省略させていただきます。

9ページ、2をごらんください。

こちらが今回、点検・評価の対象事業としたもので、全部で12事業です。うち区の行政評価の外部評価の対象となっている事業については、右端に丸をつけております。今年度は3の地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進と12番、エコスクールの整備推進の2事業になっております。

続きまして、11ページからが個別事業の点検及び評価です。

次のページからが、具体的なシートになっております。見方でございますが、最初に教育ビジョンの柱、課題、事業名を記載しておりまして、その下に今年度から区の実行計画における位置づけの表記欄を設けてあります。評価の視点は、区の行政評価とあわせております。評価会議を経て、学識経験者の皆様からいただいた意見と、それに対する教育委員会の対応・判断は、右下の欄に記載をしてございます。

では、個別事業について、この点検・評価の内容について、学識経験者の意見と教育委員会の対応・判断について、簡単に御説明をさせていただきます。

それでは、課題1、確かな学力の向上に位置づけられている学校サポート体制の充実です。

学識経験者の方からは、「学力向上のための重点プラン」の作成について、誰がどのように支援するのが決め手であると。学習支援アドバイザーがかかわる仕組みなど、事業間の連携を考えて進めてみるとよいということと、教員がどのように授業をよくしていくのかという意識を持つことがポイントで、その教員自身が専門家として成長していくための取り組みの効果を上げていくことが重要であるとの御指摘をいただきました。

教育委員会としては、学習支援アドバイザーはさまざまな役割を担っておりますが、ミドルリーダーの育成の視点で学校訪問をしております。このミドルリーダー育成研修の中で、この「学力向上のための重点支援プラン」も課題の一つとして取り上げていくこと。また、教員個々の授業改善と成長につながるように、学校全体を評価する学校評価から教員個々の授業評価へと、その充実が図られるよう指導・助言をしていくというふうにさせていただきました。

続きまして、課題3の言語・体験活動の充実の中の学校図書館の充実です。

これにつきましては、学校の図書館の充実としてはよいのだが、この図書館が読書センターとしての機能を果たすためには、国語教育をどのように行っていくかということが大切であると。図書館の本をただふやすということが、すぐ読書量の増加につながるものではないということ。それから、本が電子化をされていくような時代の変化の中で、このような実態

も踏まえながら図書館の充実及び子どもたちの読書離れという点について、どういう手だてができるのかということ、それに手を打っていくことが大きな成果につながるだろうという点、それから、学校図書館の充実をどのように学校の教育課程の中につなげていくのか、その辺の連携を高めていくということが必要であるという御指摘がありました。

教育委員会の対応・判断といたしましては、学校図書館の機能を強化していく中で、学校図書館支援員と学校図書館活用推進員が教員を積極的に支援するということが、総合的な学力の向上を図っていくということ。それから、電子化というところでは、書籍よりもインターネット等の電子媒体の活用が中心となっていく中で、そのような媒体の特性に応じて活用する力を高めていくというような指導をしていくということに記載してございます。

続きまして、16ページの課題6、地域との連携による教育の推進の地域協働学校の推進です。

こちらにつきましては、外部評価の中でなかなか理解を得られていないというような状況がありまして、そういうところも踏まえた学識経験者の意見ですけれども、地域の方の理解を深めていくことが課題ですということ、そのためにはいろいろな取り組みを通じて、学校のあり方が変わっているということについて、事例を挙げて示していくというようなことが重要であるとの御指摘をいただきました。

教育委員会の対応・判断といたしましては、御理解いただけるように、協議会だよりの発行でのPRですとか、活動成果についての地域の方への説明会等での周知を行っていくということ。それから、児童・生徒の協議会への出席や、児童・生徒が主体的にかかわるというような機会を充実させていくことについて、指定学校や準備校への助言をしていきますというふうに記載してございます。

続きまして、18ページ、学校評価の充実につきましては、課題6の地域との連携による教育の推進と課題11の学校の経営力の強化、こちらの両方にぶら下がっている事業になります。

これにつきましては、学識経験者の方から、学校評価の中身について、学校が決めるのではなく、地域から提案されて学校改善につながっているというあり方について、理解を求めていくことが重要であるということと、それがまた地域協働学校の推進にもつながるという御意見。それから、生徒自身たちが自分たちで学校をよくしていくというようなこと、それが地域をよくしていくという方向につながっていくというようなことについて、理解を広げていく必要があるという御意見です。

教育委員会の対応・判断といたしましては、地域協働学校における学校評価のあり方につ

いては、小学校のモデル校で、学校運営協議会で学校評価の質問項目の内容を協議するなど、主体的な取り組みが実施されていること。生徒の学校評価へのかかわり方については、中学校のモデル校で、生徒が学校にかかわる仕組みについて実践・検証していることを書かせていただいております。今後、このモデル校の取り組み成果を全体に広めてまいります。

続きまして、20ページです。課題11、学校の経営力の強化の事業で、特色ある教育活動の推進です。

この事業については、事業としては非常に総括的なものであり、特色ある教育活動がだんだん曖昧になってきているという印象があるということで、いま一度その学校ならではの教育が展開されるように推奨していくことが重要という御意見。それから、地域の実態に合わせた創意工夫ある教育活動を、どのように充実させていくということが重要で、その教育活動への理解度については、高い数値を目指してほしいという御意見です。

教育委員会といたしましては、各校が児童・生徒の人格に必要な人権、福祉等、いろいろな分野から、実態に即してそれぞれの活動に取り組んでおり、学校評価の第三者評価では、その評価が90%と高いことから、確実に特色が出ていると考えているとさせていただいております。

続きまして、22ページ、教育課題研究校の指定です。

これにつきましては、一人一人の教員が課題意識を持って授業改善や力量向上に努めるという視点で、新宿区では従来から学校での研究活動等が行われているけれども、24年度からさらに区全体として統一的な視点で工夫したことは、大変評価できるという御意見をいただきました。

教育委員会といたしましては、重要な教育課題をテーマとして、教員全員を対象に発表会を実施して、当日は参加者が相互にディスカッションできるような運営方法の工夫をして、それぞれの課題意識を高めるとともに、区として教育課題の解決に向けての認識をも深めていくということ。それから、研究発表会の実施運営の課題を整理して、今後、改善を図って、よりよい研究にしていきたいということを書かせていただいております。

続いて、24ページ、学校支援アドバイザーの派遣です。

この制度につきましては、学識経験者の方から、新宿区が誇る制度で、確実に成果が上がっているのだけれども、ミドルリーダーの支援の役割が大きくなってきて、その辺の負担が過重にならないかという御心配をいただいております。

教育委員会では、学習支援アドバイザーが学校支援に専念できるよう業務分担の見直しを

図りました。今後も、学習支援アドバイザーへの期待に、十分に答えられるような環境整備を図っていくとさせていただきます。

続きまして、26ページ、児童・生徒の不登校対策です。

学識経験者の方からは、不登校出現率を減らすことも大切だけれども、復帰率を高めていくということが必要で、その視点での分析が必要であるということです。その復帰率の重要性ということでは、単に復帰できたかということだけではなく、その子が将来、社会の中でしっかり参画して生きていけるということが重要であるという御意見をいただきました。

教育委員会の対応・判断では、この不登校対策におけるスクールソーシャルワーカーの役割について、教職員に理解啓発が図られたことで、さまざまなケースに対応ができるようになってきているということで、サポートチーム会議を関係機関と連携しながら開催することで、学校に復帰させるという成果も出ているということ。それから、社会的・職業的自立に向けた長期的な視点での支援の必要について、さまざまな機関と連携した研修を実施し、今後も出現率、復帰率の改善で効果を上げているモデル校の成果をほかの学校にも広めて、引き続き改善に努めていきたいというふうにさせていただきます。

次に、28ページ、巡回指導・相談体制の構築です。

学識経験者の方からは、発達障害の児童・生徒を支援するためのこの事業は、一人一人の子どものニーズに細やかに対応し、かつ専門的な相談体制となっていて、極めて効果的であるという御意見をいただきました。今後、派遣回数という数値目標だけではなく、実質的な内容としての目標が設定できるとよいという御意見をいただいております。

教育委員会の対応・判断では、その目標設定の内容というところですがけれども、巡回相談や、それから特別支援教育推進員の支援等についても、報告書であるとか調査票の提出を受けて効果は確認をしておりますということです。それから、発達障害の児童・生徒は全ての学校に在籍をしております。各教育現場における適切な指導と支援の実施が重要なことから、今後も推進員の増員とともに、教員の専門性の向上を図る研修の充実など、全ての学校における支援体制の充実に取り組んでいきたいというふうにさせていただきました。

30ページ、情緒障害等通級指導学級の設置です。

この学級の増設についても、非常に大きな成果であるというふうに御意見をいただいております。今後も、これらの児童・生徒の実態をしっかり把握して、開設についてさらに検討する必要があるという御意見をいただきました。

教育委員会の対応・判断といたしましては、東京都の特別支援教育の第三次実施計画に基

づく「特別支援教室構想」、これの28年度導入に向けて課題の洗い出し等を行いながら、これらの通級学級の設置の必要性についても検討を行っていくとさせていただいております。

続きまして、32ページ、日本語サポート指導です。

学識経験者の方からは、中学生の問題ですね、高校入試等もあり、中学校の日本語指導にかなり力を入れないといけないだろうということで、その辺の事業の推進を期待するという御意見をいただきました。

教育委員会の対応・判断といたしましては、これら新宿中学校に設置した日本語学級や国際理解室の分室等での指導の充実を図っていくということと、教員同士の情報交換や指導法の研修会を行うなど、引き続き充実させていきたいということを書かせていただきました。

続きまして、34ページ、エコスクールの整備推進です。

これにつきましては、地域との連携を踏まえた整備促進と、地域の高齢者の方に維持管理を行っていくなど、学校の運営に参画していただくような体制の必要性、これについて御指摘をいただきました。

教育委員会の対応・判断ですが、エコスクールの整備、促進に当たっては、学校だけではなく、地域の要望も取り入れながら実施していると。今後も地域の協力を得ながら、事業を推進していきたいということで書かせていただいております。

以上が個別事業の点検・評価の内容でございまして、37ページからは、第7といたしまして学識経験者からいただいた御意見の総括的なものを記載させていただいております。全体として、新宿区の教育については、さまざまな面で充実が図られているということですが、昨年度も同様な御意見をいただいておりますが、数値目標だけではなくて、教育ですので、質の面をどのように把握していくかというところが重要な視点ではないかということ。それから、事業間の連携、これらもきちんと視野に入れていくというような御意見をいただいたというものでございます。

以上が、第3号議案の御説明となります。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成する必要があるためでございます。

続きまして、第4号議案について御説明をさせていただきます。

「第4号議案 平成25年度内部評価と外部評価実施結果を踏まえた総合判断について」です。

区では、区の施策及び事業が、その目的に即して効果的・効率的に展開され、実施されているか否かを客観的に評価し、結果を区の政策形成の基礎とすることを目的として行政評価を実施しております。評価は、各部の経営会議からなる評価員が実施する内部評価と、外部評価委員会が実施する外部評価とからなっておりまして、区長は内部評価、外部評価の結果及びそれぞれに対する区民からの意見を踏まえ、行政委員会との意見調整後、総合判断を行い、予算編成に反映することとしております。ここでは、内部評価、外部評価に対する教育委員会としての総合判断等について御審議をいただくものでございます。

それでは、まず議案の後に1枚添付しております別紙、事業一覧をごらんください。

これが今年度、評価対象となっている教育委員会の事業でございます。計画事業が13、経常事業は4となっております。事業名の隣に所管課を記載し、また今年度、外部評価の対象となっている事業については丸をつけております。

それでは、議案を1枚おめくりいただきまして、1ページになりますが、1ページから11ページが計画事業、12ページからが経常事業となっております。

記載内容の見方でございますが、評価は上段が内部評価、下段が外部評価になっています。評価の視点は、計画事業では、サービスの負担と担い手、適切な目標設定、効果的・効率的な視点、目的あるいは目標水準の達成度、総合評価、事業の方向性となっています。また、経常事業では、適切な目標設定にかえて手段の妥当性、目的あるいは目標水準の達成度かわりに目的又は実績の評価となっています。内部評価については、各視点についての所管の評価ですけれども、外部評価については視点ごとの内部評価に対する評価となっています。

1ページから2ページにかけての事業番号14、15、16については、今年度は内部評価のみですので、それぞれの事業についての教育委員会の総合判断を記載していますが、外部評価の対象事業については、内部評価を「適当である」とした上で、さらに外部評価委員の御意見がある場合はその御意見と、教育委員会の判断が「適当でない」というふうなものの場合については、外部評価委員がそのように評価した理由と、それに対する教育委員会の対応を記載したのになっています。

なお、内部評価、外部評価の詳しい内容につきましては、本日、お手元にピンクの冊子、25年度内部評価実施計画報告書、こちらのほうを御用意しておりますので、それぞれの該当ページを御参照いただきたいと思います。附箋をつけてございます。

それでは、ここでは内部評価を「適当でない」と外部評価委員の方が評価したものに対する教育委員会の判断の部分についてのみ御説明をさせていただきます。

5ページの事業番号の20、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の推進をごらんください。

この事業では、内部評価では全ての視点で適切あるいは効果的、目標達成度は高いと判断して、総合評価は計画どおり、事業の方向性は継続としたものでございますが、外部評価では、目標達成度のところが、これが「適当でない」というふうに判断されました。その理由としては、地域協働学校の学校数の指定は計画どおりいつているが、目的に照らして子どもや現場の視点からの成果がはっきり見えないということでした。

これに対する教育委員会の対応ですけれども、指定学校が活動し、成果を上げることによって、まずは目的が達成できるものであるから、指定学校をふやしていくということが重要であると考えている。ただ、指定学校を進めていく中で、運営協議会での討議や学校支援活動の内容が目的に沿うように、また学校運営協議会の活動が運営に有効となるように、支援を、助言を続けていきますということ。

また、運営協議会や学校支援活動へ職員が参加をして、各校の状況を把握するとともに、教職員を初め、保護者や地域の方、そして子どもたちの生の声を聞いていく。そして、先行実施校の検証から導き出した成果、課題に加えて、今後もそうした現場や子どもの視点を大切にしながら、授業の成果と課題を捉えていきますということ。

それから、子どもの変化をはかるということは、長期的な視点とともにさまざまな要素を含める必要があり、技術的にも難しい取り組みですが、各運営協議会が行う学校評価等ではかることができる評価項目について、引き続き研究をしていきますというふうにさせていただきました。

次の6ページですけれども、教育委員会の総合判断を書かせていただいております。

平成26年度は、準備校が大幅に増加する見込みであることから、本年度の準備校の取り組みや支援の状況を踏まえ、各校・地域のニーズに合わせた、よりきめ細やかな支援・助言を行っていきます。それから、地域協働学校運営協議会での学校評価については、その取り組みを支援していくとともに、第三者評価とあわせて地域協働学校導入の効果を評価していきますとさせていただきました。

これ以外の内部評価のみの事業、それから適切とされた上でさらに御意見をいただいた事業についての教育委員会の対応及び判断については、資料を御参照いただければと思います。

この議案の提案理由でございますが、平成25年度内部評価及び外部評価の実施結果を踏まえた教育委員会の総合判断を行うためでございます。

以上、説明、長くなりましたけれども、よろしく御審議いただけたらと思います。

○白井委員長 長い説明、御苦労さまでした。

では、審議のほうに移らせていただきます。

まず、第3号議案のほうからいきます。

第3号議案について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 この点検・評価は、もともと法律に基づいて始まったものだと思いますが、せっかくやるのであればいいものにしていこうということで年々改善されて、ことしは本当によいものになったというふうに思いますが、若干、見ていて思うところがあります。

1つ、21ページに特色ある教育活動の推進ということで、学識経験者から「特色ある教育活動」がだんだん曖昧になってきたという印象であるという御意見をいただいておりますが、その特色ある教育活動というのと、それから新宿区内の全ての学校によりよい環境をと、そういう方向性が、一般論として、必ずしも同じ方向になるとは限らないわけです。また、それと同時に、例えば授業日数がふえてまいりますと、そうしますとその学校独自の活動に割く時間が十分とれないという、そういった環境の変化、学校をめぐる教育環境の変化というものもあると思います。ですから、目的としては、やはり学校が本当に子どもたちのためになる、いい学校になっていくということが本当の目標であって、もちろんその一環として特色ある教育活動が推進されていくのは望ましいことですけれども、そのあたりを総合的に考えて、本当にいい教育になっていくという、そういう方向性で取り組んでいってほしいなというふうに思いますし、できればそういう視点が報告の中にも盛り込まれていたら、ちょっと欲を言えばもっとよかったかなと、そんなふうに感じました。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 今、委員おっしゃいますように、確かに各学校の創意工夫でありますとか、地元あるいは地域の実態に即した特色のある教育活動自体を進めていくための事業というような位置づけではあるんですけども、大切な目的は今、委員御指摘のとおり、いかにしたら子どものためになる学習環境をつくっていきけるのかという部分も大きな役割の一つでございます。特色を生かした学習内容をどのようにつくっていくのかといった部分については、各学校で努力を今までもしてきておりますし、これからは続けていくような環境づくりを、こちらのほうも支援してまいりたいというふうに考えてございます。

○白井委員長 松尾委員。

○松尾委員 それから、27ページの不登校対策の部分ですけれども、不登校の問題というのは、不登校が生ずる原因、その他、非常に多岐にわたるので、一言で論じることができる部分ではないと思いますけれども、これはとても重大な問題で、不登校のお子さんの将来の成長のことを思うと、非常に心を痛めている部分です。これも、恐らく社会環境の変化も大きく影響しているところではないかと思えます。

世代にもよるかもわかりませんが、私たちの感覚としては学校へ行くのが当然であるというような意識を持っている部分が多いかと思うのですが、現実には不登校のお子さんがいらっしゃるということは、そういう常識が通用しない時代になってきた、もう既になって長いのかもわかりませんが、ですから時代が変わっている、環境も変化している、そういったことをしっかり捉えて、取り組んでいかなければならない問題ではないかと思えます。これも欲を言えばですけれども、そういった視点が報告にあったらもっとよかったかなというふうにした次第です。

昨今、いじめの問題が非常にクローズアップされて、教育委員会でも取り組んでいこうというところでありまして、不登校の問題も、それに匹敵する、あるいは準ずる重大な問題であるというふうには捉えて、できれば教育委員会としての大きなスタンスというものを、これからつくってやっていければよいというふうには感じているところです。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 不登校対策につきましては、24年度からいろんな施策を打ってきて現在につながっているところがございますけれども、やはり委員御指摘のとおり、保護者の意識というものもかなり変わってきているのも事実でございますし、家庭環境、生活環境の部分もかなり今までと変わっているような部分もございます。そのような中で、これからはどのようなタイミングでというか、できるだけ早期の段階できめ細かな対応をどのぐらいできるのかといったような部分も視野に入れながら、今後、活動を進めてまいりたいというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、大きなスタンスということであれば、新宿区はこれからも不登校対策については、今までより力強く進めていかななくてはならないというようなスタンスであります。

○白井委員長 ほかに御意見、御質問ありますか。

菊池委員。

○菊池委員 この評価には載らないことではありますが、ちょっと一言、御報告したいことなのですけれども、新宿区の教育委員会の活動の中で、3ページ、東京女子医科大学病院入院中の

小学生を対象とした院内学級の開設をしまして、25年4月に余丁町小学校の特別支援学級（病弱）として設置したということで、これは評価対象になっていないわけですがけれども、たまたま私、その女子医大の院長先生と去年の暮れにお会いしてお話しする機会がありまして、この話題になり、この措置によって子どもたちが非常に喜んでいるということと、親御さんたちも非常に喜んでいるという旨を伺いまして、とてもうれしく思ったということをご報告したいと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。

○菊池委員 それが第1点。

もう一つ、地域協働学校が評価の重点的な対象になっていますね。6ページの柱2の課題7、家庭の教育力の向上で、例えばこれからのいじめがLINEとか、スマホといったものを通じていじめが起きるのを防ぐのに当たって、家庭の教育力が必要だということとか、PTAとか子ども家庭部とか親御さんとかの協力関係がますます必要であるということと、この地域協働学校が、やはりそういう意味ではモデル校でありますから、評価の対象にそういう部分でも取り上げてもらいたいと思ったのですけれども、その件についてはいかがでしょうか。

○白井委員長 教育支援課長でよろしいですか。

○教育支援課長 地域協働学校の準備校でありますとか、今実際に動いているところはPTAの方々が多く含まれていらっしゃる。それはもう当然のこととして、地域の中で今まで主体的に学校とともに運用してきていただいております。家庭の教育力の向上につきましても、PTAの関係の方々も通じまして、その辺の情報モラルにつきましても、今後、何らかの形で取り上げていけるような形を、こういうところに示すのと同時に、実際に強力で推進してまいりたいというふうに考えてございます。

○白井委員長 菊池委員。

○菊池委員 ちょっと言い方が悪くて済みません。

これから学校でも、そういういじめに使われるようなメディアの使い方の教育をします。ただ、親が子どもにしつけとしてそれを禁ずるとか教えるということが非常に求められている中で、やはり家庭の教育力の向上という、そういうことに対する危険を家庭の親も認識する、そういう意味でさらなる協力関係というかが大事になっていると思うんです。そこはやはり、地域協働学校が率先して、そういう実績を上げやすいのかと。表に出るような、そういう形になりやすいのではないのでしょうか。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 その個別具体の事象というか、そういう部分をつかまえて、その事業のエンジンとして使うというよりは、地域の活動を通して、その一環の中で、どのような形が位置づけられていけるのかというのを勉強しながらやっていくような形になろうかなと思いますし、今先生もおっしゃっていただきました情報モラルの関係につきましても、学校のほうの授業現場の中でも当然取り扱ってまいりますし、その家庭教育の両面から支援をしていって進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○白井委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

誤表示だと思いますけれども、2ページの「4」の学識経験者、これは続きからすると「3」ではないでしょうか。

それでは、まず第3号議案ですが、第3号議案は2ページの「4」を「3」に訂正した上で、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 では、第3号議案は、2ページの「4」を「3」に訂正した上で、原案のとおり決定いたしました。

次に、第4号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○菊池委員 やはり地域協働学校の話で、その内部評価と外部評価が割れたというところが気になるところでありまして、ここをもう少し詳しく御説明いただけると。先ほどの説明ではよく十分にはわからなかったのですけれども。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 外部評価の委員の方々から、まず初めに言われたのが、やはりその事業の成果というか、どのようなところに役に立っているのかといったようなところの指摘がまず1点ございました。それから、もう1点は、そちらにも掲げてございますけれども、子どもの視点や現場の視点といったような話というところの大きく分けて2点なのかなという部分でございます。

地域協働学校の成果というところでは、今までの検証結果の中でも、とりわけ地域の方々や生の学校の情報といいますか、学校の現状といいますか、そういったような学校の課題の共有化が進んでいますとか、支援活動へのボランティアの数がふえたとかというような成果もある一方で、それがなかなか外部の方々には認識されていないというような部分もありますので、その辺につきましても我々の発信の仕方といいますか、地域協働学校の活用の方

果というようなものを、もっと外部の方々にもわかりやすいような形で発信できるような手段を、これからは検討していかなくてはいけないというふうに思っていますのが1点。

それから、もう1点は、子どもの視点といったところの中では、今回、第三者評価といったようなところで、試行ではございますけれども、実際にお子さんの声を聞いて、やはりふだんまちの人と幾ら近いといっても、なかなかそんなに触れ合う機会もないといったようなところの中では、やはり地域の方々と朝運動などを通じて一緒に遊んだりとか、お話を聞いたりといったようなところの中では、とても楽しい経験になったといったようなお声も聞かれていますのでございます。

このようなところを、今後、総合的に検証といいますか、まとめてみまして、そういう部分も含めて情報発信をしながら理解をしていただけるような形に、今後、持っていきたいというふうに考えてございます。

○白井委員長 菊池委員。

○菊池委員 そうすると、実際どのように変わったのかという点で、子どもの目線に立った視点が必要であるというのは、実はもう子どもの視点からみても、子どもたちも喜んで、変わって、効果が出ているというのは本当のところであるということではないでしょうか。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 そうです。今まさにその部分が盛り上がってきているというよりは、今後ともこういったような活動を通じて、今後の評価の中でより具体的な部分で、こんな成果がありましたといったようなところの変化を、もうちょっとお伝えできるような評価方法について検討していくといったようなスタンスでございます。

○白井委員長 松尾委員。

○松尾委員 ただいまの件ですけれども、現在、まだ四谷地域のみですか。先行導入されて、その導入された当初に関していいますと、四谷地域ではその地域のつながりが非常に強まって、よかったというふうな話を聞いた記憶がございます。そのときには、報告書等も出ていたのではないかと思いますけれども、それから大分時間がたっていますので、その後どうであったのかということ、その後の状況について余り私は把握していない気がいたします。

ですから、まず1つは、継続的に見ていくということ、行政の施策としてやる以上は継続的に見ていく必要が一つはあるだろうということと、それから当時を思い出しますと、四谷地域で、その地域協働学校の正式な名前は忘れましたが、規則を策定する際、これは地域と一緒にやっていくということなので地域性がとても重要で、その地域差が、やはり新宿区内

のもちろん幾つかの地域がありますから、その地域によって事情がいろいろ違いますから、その地域の特性に合った形で学校の運営協議会を構成して、学校の運営を協力してやっていく必要があるということで、なるべくその仕組みで縛らないような形でやっていこうというような機運があったように記憶しています。

ですから、この件に関しては、先行指定されている四谷地域での成果を見ていくことはもちろん大切であるけれども、それと同時にこれから新しく指定されていく部分については、その地域の特性を見て、むしろ先行地域に捉われない形で、より適切な形で、その地域協働学校を運営していくような体制をつくっていくことが求められていると思います。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 四谷は確かにもう五、六年前から活動が始まっているといったところであり、今年度から、準備校が3つできたような状況でございます。今、委員がおっしゃいましたとおり、その先行地域の検証もしながら、ただ基礎となる土台の部分は同じ規則の中でやりますので、土台はある程度同じにはなりますけれども、地域の実情を踏まえた、特色を生かした、だからといって別に四谷のやり方が全てではございませんので、地域の実情に合った、そのまちに合ったやり方を皆さんでお考えいただいて、それに対する支援のほうを教育委員会のほうでも、今後とも続けてまいりたいというふうに考えてございます。

○白井委員長 菊池委員。

○菊池委員 以前の協議会のときに、今度、新しく準備校が大幅に増加するというので、これは上からの強制なのかなと思ったのですけれども、実は学校からの手挙げで、やりたいということで準備校がふえているという認識でよろしいのでしょうか。すなわち、先行している協働学校がうまくいっているから、それを評価して、我々も協働学校になっていきたいという、そういうのは学校側の評価なのでしょうか。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 学校側の評価といったような部分も一方でありますけれども、行政計画として位置づけられて、だからといって上からということではないのですけれども、今のところ、年度割りで、来年については小学校が8校、中学校が3校、準備校になるといったような計画自体は存在しているところでございます。なおかつ、準備校になる前の年度から、こちらのほうから説明させていただいて、それで学校のほうから手挙げという形で、準備校になりますよといったような意思表示をいただいてから、実際には活動し出すといったような形で現在動いております。

○白井委員長 特にはないですか。

私のほうから。地域協働学校については、いろんな議論の末に取り組んできたので、一度、教育委員会の中での私たちの検証という意味で、勉強会等か何かで一度取り上げてもらって、取り組んでいったらどうかと思うのですが、いかがでしょうか。教育長に聞いたほうがいいでしょうか。次長でも結構です。

○次長 地域協働学校につきましては、ただいま御議論いただきましたとおり四谷地区で先行してやっているということで、実はきょうの午前中、文教子ども委員会の視察で四谷第六小学校と四谷中学校、やはり地域協働学校ということで行ってきました。とりわけ四谷第六小学校は、天然芝がありますので、天然芝を核としていろんな広がりが見えてきている。実際、六小会といたしましたか、お年寄りの方々が20人ぐらい集まっていろいろ説明していただきました。そういった動きもある。一方、四谷中学校のほうは、さらに一歩進んで、やはり中学校ですので、学習支援といったところで地域協働学校を活用していこうというような動きがあります。そういった意味では、まさにその地域性を生かしたような形で進んでいくものなのかなと思っています。

それで、現時点での状況については、かなり進んでいる部分もありますので、今、委員長からございました部分についてはまた機会を捉えて御説明させていただきたいと思います。

○白井委員長 ありがとうございます。

では、それ以外の第4号議案についての御意見、御質問はありますか。

○松尾委員 「適当でない」というのは1カ所だけですね。

○白井委員長 では、私のほうから1つだけ確認させていただいて、4ページのエコスクールの整備推進ですけれども、第3号議案の学識経験者の中で、エコスクールと環境教育が別の事業という形で、事業の柱としては別になっているので、だけど本来一体となっているというような形の視点が指摘されているのですけれども、今回、内部委員と外部評価を踏まえた教育委員会の対応の2段目で、「環境学習に取り入れながら、効果の検証を行っていきます。」というようなお答えというのは、この学識経験者からの御意見を念頭に置いて、こういう形で書いていると理解してよろしいのでしょうか。

○教育支援課長 今、委員長御指摘の部分もございますけれども、今、書いてございます区民の御意識がどのように変わったかについては、環境部門でのイベントで実施されている発表会等ということで、環境学習発表会といったような中で各学校のほうでいろんな発表も捉まえてやってございますので、そういった部分も含めてこのような記載としてございます。

○白井委員長 わかりました。

ほかに第4号議案で御意見、御質問はありますでしょうか。よろしいですか。

[ありませんの発言]

○白井委員長 ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了します。

第4号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○白井委員長 第4号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で本日の議事を終了いたします。

◎ 協議1 新宿区いじめ防止等のための基本方針（案）について

○白井委員長 次に、協議を行います。

新宿区いじめ防止等のための基本方針（案）について協議します。

説明を教育指導課長からお願いします。

○教育指導課長 それでは、新宿区いじめ防止等のための基本方針（案）について、御説明をいたします。

まず、目的でございますが、昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行されまして、その後、10月に文部科学省の基本方針が示されました。この内容に照らし合わせて、本区のこれまでのいじめ防止等のための取り組みを吟味してみますと、既におおむね趣旨に沿ったというふうにみなされているとは考えているところでございますが、つい最近も中学1年生の女子の自殺がいじめによるものではないかということが報道されるなど、いじめが最悪、死につながる可能性のあることを重く受けとめて、いじめ防止推進対策については、常にたゆむことなく改善を図っていかねばならないと考えております。

いじめ防止対策推進法第12条には、地方公共団体は、国の策定したこのいじめ防止基本方針を参酌して、その地域の実情に応じて、当該地方公共団体におけるいじめ防止等の対策を、総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとするという努力義務が述べられているのですが、新宿区教育委員会としては、この機会を捉えて教育委員会としてのいじめ防止等のための理念と基本的な方針を作成し、学校に示すことによって各学校のいじめ防止等の取り組みの一層の充実を図っていきたいというふうに考えています。

今後、さらに各学校には、この基本方針を踏まえて、学校ごとに「学校いじめ防止基本方針」を作成してもらうこととなります。それぞれの取り組みを、まずより実効性のある取り

組みにしてもらうためには、この基本方針だけではなく、事務局としては、いじめの未然防止には、早期発見、早期対応の実践的な取り組みを例にまとめた「いじめ防止プログラム」を作成して、提供していきたいと考えています。

本日は、委員の皆様には、このいじめのための基本方針だけではなくて、その具体的な内容、プログラムも資料として御提示をしておきたいというふうに思っています。

本日、基本方針（案）について御協議いただくわけですが、プログラムについても御意見がありましたら、ぜひお願いしたいと考えます。

今後のスケジュールですが、本日、この臨時教育委員会で委員の皆様から御意見をいただいた後、修正したものについて、今月末からの校長会等で案を学校に提供していきたい。その上で、意見を求めてまいります。さらに、2月20日には新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの子ども学校サポート部会を臨時で開催しまして、この場を通じて各関係機関、警察と関係諸機関、PTA代表からの御意見も求めていく予定です。その後、それらの意見を集約した上で、加除修正しまして、3月の定例教育委員会に改めて議案として御提案しまして、決定していただくこととなります。よろしく申し上げます。

それでは、このいじめ防止プログラムについて簡単に御説明をしていきたいと思えます。資料をごらんください。

タイトルは、「いじめに向き合う」というタイトルにいたしました。

まず、資料の1ページをお開きいただければと思います。

初めに、この全体構成について少しお話ししたいと思うのですが、この「はじめに」の部分、ここには教育委員会としてのいじめの防止のための基本理念を書き込んでおります。教育委員会としての意思をあらわすために、全て文末を「取り組みます。」という形にしています。

このページの前に、全体構成として、少し飛んでしまいましたが、目次のところをごらんいただいでよろしいでしょうか。

ローマ数字の1、第1部にこの基本方針。第2部に新宿区立学校におけるいじめ防止等の取り組み、第3部にはさまざまな資料と、大きくこういった3部構成になっています。

戻りまして、この初めの部分を少し御説明しておきたいと思えます。

この「はじめに」の部分についてですが、この意思をあらわすために、文末を「取り組みます。」という形にしたわけですが、このページだけ全文を読ませさせていただきます。

「いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全

な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。新宿区教育委員会は、いじめを受けた子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、子どもを取り巻く、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決していきます。」。

基本理念です。

「いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、いじめの防止に取り組みます。いじめはどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見に努めます。子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決します。」。未然防止、早期発見、早期解決、そういった姿勢をあらわした理念にいたしました。

それでは、具体的に基本方針の部分について説明をしていきたいと思いますが、2ページ、3ページには教育委員会を中心とした全体の推進体制を図式化しています。

それでは、6ページをごらんいただければと思います。

こちらが基本方針になります。構成としては、先ほどの基本理念が1番、2番に組織等の設置。3番、未然防止に向けた取組み。8ページになりまして、4番、早期発見に向けた取組み。9ページ、いじめへの対応の強化。さらに、10ページで、重大事態への対応とその他といった構成になっています。

全て第1部については、教育委員会の立場で示しています。学校が何をするかについては、第2部以降に示すことになります。

それでは、この基本方針（案）について御説明をしていきます。

時間が限られておりますので、それぞれの項目について特徴的な部分に絞って御説明をさせていただきます。

まず、2番の組織等の設置、ここからお話をしていきたいと思いますが、リード文だけ読ませていただきます。

「教育委員会では、幼児・児童・生徒の健全育成を図るため、いじめや不登校といった様々な問題行動の未然防止、早期発見、早期対応のため、必要な組織を設置して対策を推進します。」。

組織の設置のことを述べていますが、ここには3つの組織、1つ目は子ども学校サポート部会の設置、2つ目が学校問題支援室の設置、これは新たに立ち上げる組織です。3つ目として、重大事態に対応するための学校問題等調査委員会の設置。3つを述べております。

推進法には、地方公共団体が置くことができる組織として、第14条の1項のいじめ問題対策協議会を挙げております。本区では、既に子どもの健全育成や子どもをめぐるさまざまな問題を解決する組織として、子ども家庭・若者サポートネットワーク、その下に、学校サポート部会というものがあるのですが、この組織は、この法律に示された附属機関としての役割をもう既に十分に担っていると考えています。ですから、今回、区としては新たに組織を立ち上げるのではなくて、この組織を改めていじめ防止対策を進める上での役割について明確に位置づけていく、そういう方針で述べています。

次の学校問題支援室については、区立学校のいじめや不登校の実態把握・解決に向けた学校への指導・助言等を中心に行う組織として、新たに立ち上げる組織でございます。指導主事、学校問題解決専門員、それからスクールソーシャルワーカー等で構成をします。ですから、指導主事と、それからスクールソーシャルワーカーについては、もう既にある機能でございます。教育指導課、それから教育支援課にある機能を合わせて、この学校問題支援室をつくっていくということになります。これによって、さまざまな問題を一元的に情報収集、管理をして、きめ細やかに対応できるといったことが期待できると思います。

次の学校問題等調査委員会の設置ですが、推進法28条には、いじめによる重大事態の発生時には、教育委員会等に調査等を行う組織を設けることとしています。これを受け本区では、この調査委員会を設置しまして、教育委員会と学識経験者や弁護士等の外部委員による調査委員会で、重大事態の発生時に事実関係等の調査を行うこととしたいと考えています。

次に、3番、未然防止に向けた取り組みです。

リード文を読ませていただきますが、「教育委員会では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識に立ち、学校の教育活動への支援を行うとともに、保護者や区民と連携を図ることを通して、いじめの防止に取り組みます。」。

項目としては、人権尊重教育の充実、体験活動の充実、さらに情報モラル教育の推進。4つ目が、児童・生徒による主体的な活動の支援。5つ目が、保護者・地域住民との連携の促進。こういった項目で構成されています。

いじめの未然防止については、各学校において人権尊重教育や体験活動を充実するとともに、保護者・地域住民との連携を図るため、道徳授業地区公開講座やセーフティ教室を今現在進めています。今回、新たに加えたものとして、情報モラル教育の推進、ここにも少し四角囲みで丁寧に書いてありますが、今回の推進法でも新たなネットいじめ、これが課題として挙げられており、SNSの進展は本当に日進月歩でなかなかついていけないと、そういつ

たものに対する支援を教育委員会として行っていく必要がある、そういったことを述べています。

続きまして、8ページ、早期発見に向けた取組みです。

「教育委員会では、いじめほどの学校、どの子どもにも起こりうるとの認識に立ち、いじめの早期発見にむけた各学校の取組みを支援するとともに、児童・生徒及び保護者がいじめ等について、いつでも相談することができる環境の整備に努めます。」。

特徴的な取組みとしては、ふれあい月間、スクールカウンセラーの配置、新宿子どもほっとライン、教育相談室、相談機関等の周知とありますが、どれもこれまで特に力を新宿区が重視をしてきた取組みでございます。このあたりの具体策については、第2章のプログラムにさらに詳しく盛り込んでおります。

次に、5番、いじめへの対応の強化です。

早期発見の後のその対応です。「教育委員会では、子どもの生命及び心身を保護することが特に重要であるとの認識に立ち、いじめを受けた子どもに寄り添うとともに、各学校の対応が的確に行われるよう支援し、家庭・学校・地域や関係機関等との連携により、これを解決します。」と。

ここで再度、学校問題支援室による支援を載せてあります。関係機関等との連携、出席停止等の措置、教職員の研修会の充実といったことの項目を載せています。この部分についても、第2章でさらに具体的な対応について示しています。

続いて、10ページです。

重大事態への対応でございます。

あってはならないことですが、残念ながら万が一、今後、新宿区でこの重大事態が発生してしまうことがあった場合、そういった場合に対応する組織として学校問題等調査委員会を設置する。この調査委員会で調査をし、いじめを受けた児童や生徒、その家族に寄り添った対応を進めていくことを明記しております。

最後に、7番、その他でございますが、「教育委員会は、いじめ防止等の取組みが的確に評価され、改善されていくよう、各学校における学校運営の改善のための取組みを支援します。」。

ここには4点、このいじめ防止プログラムを作成し、提供していくこと。2つ目は、学校評価における共通項目の設定をしていくこと。各学校が学校評価によって、いじめの取組みがどうなのかということに適宜評価して改善をしていく。それだけではなくて、教育委員

会としても、各学校の評価結果を分析するとともに、教育委員会としての取り組みがどうだったのかということについて、毎年度この教育委員会で協議をしていただきながら、基本方針、またはいじめ防止プログラム、それからさまざまな取り組みですね、そういった取り組みの見直しを図っていききたいということをここに明記しております。

以上、簡単ではございますが、このいじめ防止のための基本方針の部分についてのみ御説明させていただきました。

時間の関係上、第2章、ここにはいじめの理解とか、その未然防止の具体的な取り組み、早期発見の取り組みなどがありますが、今までも委員の皆様には随時お話をしてきた部分が重なりますので、ここでは割愛させていただきます。

以上でございます。

○白井委員長 説明が終わりました。

協議1について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

松尾委員。

○松尾委員 まず質問ですけれども、3ページの図の中で、子ども学校サポート部会というものがありますが、これは図で見ると教育委員会の下に入っていて、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークと横でつながっているように見えますが、しかし説明を見ると子ども学校サポート部会は、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク内に設置された組織というふうであって、これを見ると教育委員会の下にくるようには見えないのですが、そのあたり実態としてはいかがでしょうか。

○白井委員長 指導課長。

○教育指導課長 なかなか説明が難しいのですが、もともとはこの新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークというのは、区全体で構成された組織でございます。区長をトップとするそういった会、ネットワークなのですが、その下に、子ども学校サポート部会、虐待防止等部会、発達支援部会、若者自立支援部会があります。虐待防止部会については虐待から子どもを守るため、それから発達支援部会については、特別支援の必要なお子さんも含めて、就学前から、それから中学卒業後も、18歳未満のお子さんたちに対する支援をどうしていくか。さらに、若者自立支援部会というのは、これはちょっと別の法律ですけれども、ニートですとか、ある程度の年齢、子どもに限らずに、そういったところまで見ていこうと。ですから、もともとは最初にお話をした3つ、子ども学校サポート部会、虐待防止等部会、発達支援部会というのは、児童福祉法に準じて要保護児童対策地域協議会というのをつくること

が取り組み義務としてあるんですが、そういったネットワークで子どもたちを救っていこうという仕組みを新宿区はいち早くつくってきたと。そのうちの、この3つの部会のうちの1つの子ども学校サポート部会だけ所管が教育委員会、トップは実は私でございまして、教育指導課長がこの部会を担って、いじめですとか不登校、それからさまざま非行、問題行動、そういった問題行動に対応するための部会を運営している。ですから、教育委員会の下にあるという、この構造がなかなか書きづらかったのですけれども、実際は教育委員会として進めている部会であると。区全体の中の組織の1つではあるんですけれども、ここの部分については教育委員会が主体的に動いている部分ということです。

うまく説明できたかわかりませんが、以上です。

○白井委員長 松尾委員。

○松尾委員 その下に学校問題支援室というのができているように見えるので、だからこれは教育委員会から、この学校問題支援室、そのつながりですね。思うに、これは子ども学校サポート部会の下にきているけれども、学校問題支援室のほうは、これは教育委員会事務局内に設置されるというふうになっているわけですから、上にきている子ども学校サポート部会は新宿区全体の組織の中に設置されていて、その下にあるものが教育委員会事務局内に設置されていると。ちょっとその不自然な感じを受けるわけですね、図だけ見ると。そうするとその図はつくりづらいのかもわかりませんが、教育委員会がどういう形でかかわってくるのかという部分が、ちょっとわかりづらい感じがします。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 この部分は、ちょっと一つの反省ですが、子ども学校サポート部会の活動そのものについて、教育委員会で報告がなかなかされていなかったのも、委員の皆様にとってもわかりづらかったらというふうに反省しています。今回のこのいじめの先ほどの基本方針でもお話ししましたが、やはりこのもろもろのさまざまな取り組みを教育委員会でしっかりと報告をして皆様に協議していただくと、そこが大事な部分だろうなというふうに、まず1つは思っています。

それから、先ほどの学校問題支援室の位置づけですけれども、これについて少しお話をしておきたいのですが、この子ども学校サポート部会の一連の活動の中で、教育委員会は今まで学校を常に支援をしてきました。この学校問題支援室がなくても、同じことをやってきています。各学校が中心となったサポートチーム会議を開くときに、その助言をしたり、コーディネートをしたり、そういったことを教育指導課でも行ってまいりましたし、それから

教育支援課でも行ってきました。例えば教育支援課に教育相談室がありますが、教育相談室に入った事例について、そこがコーディネートをして、教育支援課が中心となってサポートチーム会議を開いていたこともありますし、それから指導課が問題行動や非行、いじめ等の問題のお子さんのケースをサポートチーム会議でコーディネートをしていたこともあります。

ただ、やはり情報が教育支援課と教育指導課で、常に連携しながら進めていくことが条件だったわけですが、この連携をさらにスムーズにするために、では連携をするための支援室を事務局内につくったらどうかというのが、今回の取り組みなわけです。ですから、学校問題支援室のメンバーも、実は教育支援課のスクールソーシャルワーカー、それから教育指導課の指導主事、それから新たに非常勤で専門家を設置することとしているのですが、それらの支援課と指導課のメンバーで、執務室を一緒にして、電話もそこで総合的に受けてコーディネートもしていくという部署を事務局内に、ですからどこの管理下にあるかといえ、教育指導課と教育支援課の管理下にあるんですけれども、共同してその部屋を運営していくといったことになるわけです。

ですから、ちょっと絵としてはなかなか難しいのですが、そういった意味合いを込めてここにつくったつもりであります。

○白井委員長 松尾委員。

○松尾委員 実態はよくわかりましたけれども、そうしますとやっぱり子ども学校サポート部会というのは、図でいうと、この右側の若者サポートネットワークの下にきている感じがするわけですね、その組織図としては。それで、だから学校問題支援室が、その子ども学校サポート部会の下にきているとは思えないんですけれども。それで、どっちかという教育委員会の指導課、それから支援課の直轄組織が学校問題支援室で、それは新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークの中にある子ども学校サポート部会と横で連携をしてやるという感じではないのですか。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 厳密に言うとはそうではないんです。

○松尾委員 そうではない。

○教育指導課長 はい。学校サポート部会は、これはやはり教育委員会の組織なんです。区全体としては、ここに位置づけられていますが、やはり教育委員会が中心となってネットワークを組む。ですから、子ども学校サポート部会の一連の活動の中に、サポートチーム会議を開くという活動があつて、それを教育支援課が担ったり指導課が担ったりしているけれども、

そこの最高責任者は、一応、指導課長になっていると。

○松尾委員 でも、子ども学校サポート部会のメンバーは、確かに教育指導課長が部会長ですが、民生児童委員や警察、児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等の職員で構成されると書いてありますよね。そうすると、その部会で決められた事項を実行するのが学校問題支援室ですか。こう上下に線がつながっているとすると、その下にきているとなると、そういうことになると思うのですが。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 厳密に言うと、ちょっと説明しがたいのですけれども、先ほどちょっと私、言い間違えたことがありますので、学校サポート部会の最高責任者が指導課長という言い方をしたのですが、それは間違いで、そこの部会を束ねる者が指導課長になっているということですね。

それはともかくとして、組織図上はなかなか難しいですね。委員の御指摘の答えになかなかならないかもしれないですが。

○教育長 だから、矢印か何かで、要するに子ども学校サポート部会と学校問題支援室がやりとりをするならやりとりをする、教育委員会から直に学校問題支援室におろしたほうがわかりいいということですね。

○松尾委員 そうです。

○教育長 この図を教育委員会から直に、学校問題支援室に落として、学校問題サポート部会は教育委員会が絡んでいるので、もう少し外に出して、そこと支援室はやりとりをするわけだから、相互矢印にしてということ。そのほうが多分わかりやすい。

○教育指導課長 わかりました。

○白井委員長 多分、指導課長の意図は、この説明にある、こちらの附属で出ているいじめ防止対策推進法、57ページの14条第1項の組織というのが今ある、ここの図のところに、それが書いていないけれども、代表者会議というのが実際にはもう、新宿区は先行してやっているから、それを生かした形だけれども、この法律に照らすと、この代表者会議というところは、いじめ防止推進法14条1項の組織に当たるんですね。まずそういう認識ですよ。

○教育指導課長 そうです。

○白井委員長 それで、その解説と連動して読むと、区全体の今までの組織を生かした形で、そうすると部会がどうしても、こういうサポート部会というところは横並びできてしまうと。法律上は、今度それが14条3項の組織にも該当していて、そして新たに学校問題支援室を独

自につくりましたという構想ですね。

○教育指導課長 そうですね。

○松尾委員 子ども学校サポート部会のほうが第14条の1項でしょうか。それで、第14条に1項と3項と組織が2つあるでしょう。

○教育調整課長 代表者会議が1項です。

○松尾委員 代表者会議が1項なのですね。子ども学校サポート部会が3項ですね。

○白井委員長 子ども学校サポート部会が3項。

○松尾委員 そういうふうにするので、教育委員会の真下にはないといけないというわけですね。

○白井委員長 そう。そして、必要があれば委員会に附属機関として必要な組織も置くこともできますと書いてあるところで、多分新たな組織としての部分の学校問題支援室みたいなのをつくってきているのかなというふうに見ているのですけれども、そういう理解でいいでしょうか。

○松尾委員 わかりましたけれども、でも真下にくる必要はないですね。斜めに。

○白井委員長 斜めのほうがいいかもしれないですね。逆にこれは教育委員会の所管だけれども、子どもという意味では児童福祉法とかも関係するので、逆にこのネットワーク自体が、まずそういう組織としての位置づけもあるという部分を入れていったほうが、区全体として取り組んでいるというような感覚にはなるかもしれないですね。

○教育指導課長 この3ページの一番上に書いてあるのがそういうことです。ですから、その下にある代表者会議は、先ほどおっしゃった第1項でということになります。

○白井委員長 その部分のところが、児童福祉法の組織でもあり、かつ今回の新しい法律の14条1項のものにも当たるような形にすると、わかりやすいかもしれないですね。

○教育指導課長 皆様の御意見をもとに、多少図の修正をさせていただきます。

それから、学校問題支援室ですが、この支援室そのものは、今回の法律では規定されていませんで、新宿区独自になります。特に法律には記載されていませんが、やはりこの仕組みがあったほうが、よりきめ細やかにできるだろうということで作ったものでございます。

○白井委員長 羽原委員。

○羽原委員長職務代理者 デザインはお任せしますし、趣旨はよくわかります。

それで、僕が申し上げたいのは、この機構関連図というものがどう機能するか。行政の側からすれば、こうと言っても、保護者あるいは子どもサイドから見れば、これが機能すればいいわけであって、別にどこにデザインがあろうがなかろうが、基本的には活用、利用がわ

かりやすく進むということが非常に大事なので、校長会を初めとしてぜひ、あるいは先ほどの地域協働学校等とわかりやすい説明をしていただきたい。

それが1つと、それから基本的にはこれまでの統計を見ている、担任の先生がいじめの萌芽を見出す、このケースが一番多いわけですから、これはこういう制度とか組織ではなくて、先生個々のセンスにわたることであって、いじめの定義はこれだけ広めて、いじめと広げた形で取り組むことになっているわけですから、その先生個々のセンスをぜひ磨くべく、既になさっているわけですが、さらにそこをぜひ徹底していただきたいという総括的な希望を述べておきます。

○白井委員長 松尾委員。

○松尾委員 学校問題支援室は、先ほど指導課長から法律で規定されていないとおっしゃいましたね。済みません、13ページのほうとちょっと矛盾していますね。3ページでは、子ども学校サポート部会がいじめ防止対策推進法14条3項になっていますが、13ページのほうでは学校問題支援室が14条3項になっています。

○白井委員長 指導課長。

○教育指導課長 13ページは記載ミスです。御指摘のとおり、間違いですので直します。

また、先ほどの羽原委員の御意見に対してのお話をしておきたいのですが、ちょうど開いた12ページの左上にいじめ対策6つのポイントとありますが、この6つのポイントを各学校には何度もお話をしてきたものなんです。この6つのポイントは、優先順位として、順位をつければ1番、2番、3番、こういったところが非常に重要であって、やはり子どものサインを見逃さない、そのためには教員一人一人の対応力を向上させる。対応させても難しいので、学校ではチームで、一人一人の差がどうしてもあるので、それはチームで補う必要がある。さらに、ケースに応じては関係機関と連携をする必要があるし、学校、地域、保護者が連携する必要がある。そういった5点の一連の取り組み。それとは別に6点目として、そうはいっても救えない可能性があるということで、子ども自身に相談機関を、これとは別にしっかりと周知していく。この6つのポイントについては、何度も繰り返して学校に指導をしていきたいというふうに思っております。

○羽原委員長職務代理者 わかりました。

○白井委員長 ほかにありますか。

松尾委員。

○松尾委員 この学校問題支援室という名称が、余りちょっとなじまないもので、これだと問題

を支援するかなのような印象が字面からあるものですから、なかなか適切な名前が思い浮かばないのですが。余り長くなるとよくないのでしょうか。例えば、学校問題対策支援室というのはいかがですか。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 委員の皆様がよければ、そういう名前にさせていただきます。私どもも非常に悩みましたので、学校問題対策支援室、それから学校問題支援相談室とか、さまざま御意見をいただいております。ただ、電話対応等もありますので、余り長いと保護者に、保護者の皆様から御相談を受けたときに、「学校問題対策支援室です。」と、少し長くなり過ぎるかなというようなところもあります。最初は「解決」をつけるかと思ったのですが、そうすると「解決」ということが先行して、なかなか印象がよくないかと。いろんな助言をします、相談に乗りますといった「相談」という言葉もいいかなと、内部的にはいろいろ考えましたが、最終的にはいいものがあればそういったものに変えていきたいと。

○白井委員長 この名称について、委員がよければというよりは、この後いろんな関係機関に意見聴取しますね、そのときにいいアイデアというか、名称があれば聞いていただくという形で、まずどうでしょうか。最終的には、3月5日のところで最終的な名称を決めるのですが、今ここでアイデアと言われましても、ちょっと出ないので。

○松尾委員 もちろんそれで結構ですけれども。

○教育指導課長 ちなみに、ひとつ参考までですが、東京都にも似たような組織がありまして、既に東京都の場合には学校問題解決サポートセンターという名前がついています。ですから、学校問題解決サポートというと、「解決」までつけると東京都の組織と間違えるのではないかとこのもありまして、そういった意味でも「解決」をとったということもあります。

参考までにお話させていただきました。

○松尾委員 電話を受けるときに、その「学校問題」をとって、例えば対策支援室ですとか、支援相談室ですとか、ちょっと略称にする。同じ名称の対策室がほかにあったら困りますけれども、ここにしかないのであれば、それで短くはできますよね。確かにいろんな候補が考えられて、どれがいいかというのはなかなか悩ましい気はしますが、何かこういう名前が、こういう理由でというのがあればこちらも考えやすいので、指導課として検討して没になったものについて、没になった理由をちょっと教えていただけませんか。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 改めまして、また委員の皆様には幾つかを御提示をして御意見をいただこう

と思います。

○白井委員長 時間の関係もありますので、きょう決めるわけではないので、そういう御指摘もあって、いろんな人からいいアイデアをもらったほうが名前がいいと思いますので、そういう提案としてきょう指導課長にお願いするということによろしいですか。

○松尾委員 そうですけれども、ランダムにみんながばらばらに提案しても、結局それは前に考えて却下されたというのであっても、何か二度手間な気もするので。

○白井委員長 ただ、時間の関係もありますので、きょうは基本方針の流れだと思いますので、ちょっとそのようにお願いできたらと思います。いいですか。

○松尾委員 はい。もう1点だけ。

7ページの右、情報モラル教育の推進の四角で囲われているところの教育委員会による支援の内容とありますが、これは事例ですか。ずっとこの内容でやりますということではなくて、例示として、例えばこういうものがありますということによろしいですか。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 例示ということもあるのですが、実際、来年度の26年度予算にはこの内容が反映されていきますので、少なくとも26・27年度の2年間において、この中身はやっていくといった予定でございます。

○白井委員長 松尾委員。

○松尾委員 しかしながら、これは基本方針なので、短期的な部分で内容とって盛り込むのは余り適切でないように思うのですが。

○白井委員長 教育支援課長。

○教育支援課長 基本方針という中でございますので、その例示といった部分も含めて具体的に書かせていただいているというところでございますので、今後の中身は当然これだけに限らず、ほかの部分も含めてやっていくことも、もちろん考えられるというふうに思います。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 冒頭で説明をすればよかったですのですが、この四角囲みの部分ですが、これは補足のための資料でございまして、基本方針の中に入っているものではありません。プログラムの中に載せたために、四角囲みを加えたということですので、四角囲みをとって読んでいただければと思います。

○教育長 9ページなども、相談窓口を四角囲みで書いてありますね、こういうことをやりますという。これは未来永劫、固まったものじゃなくて、時間の変更とか数の変更とかありま

すけれども、今現在わかっているところは書いたほうがわかりやすいだろうということで、四角囲みで書いているということですね。

○松尾委員 事例と書けばいいじゃないでしょうか。

○白井委員長 内容を事例にするか、2章以下のほうにそれを持ってくるかということをお検討いただければなと思います。

○教育長 2章以下は学校になるので。要するに一般の子どもたちがどこに聞けばいいかというのは、例えば9ページみたいな話はここに載せておきたいんですよね。

○白井委員長 そうですね。わかりやすいですね。

○羽原委員長職務代理者 これでイメージが湧く。イメージとして、こういうことで徹底を図るということがわかれば。

○白井委員長 そういう意味では確かに例という形でも書いてくれたほうがわかりやすいですね。

○松尾委員 ほかは割と、確かに未来永劫ではないけれども、比較的長期間継続しそうな内容で、もし変わったら、そのときには基本方針を変えればというような感じがするんですけども、ここだけ非常に短期的な事例な感じがしましたので。

○白井委員長 教育指導課長。

○教育指導課長 本当はきょう御議論いただくときに別刷りにすればよかったのかもしれない、別刷りにした場合には、基本方針はこの四角囲みのない文章となります。このプログラムの中に載せたので、四角囲みをつけて具体的にわかるようにしたと。ですから、本当は基本方針だけを別刷りでやれば、四角囲みのない文章がお手元にあるといったところです。

○松尾委員 わかりました。

○白井委員長 でもこれはわかりやすいので、この辺もちょっと、まだ最終的なのはどうするかにしても、御意見を聞いて決めていければと思います。

私からは、今回、図もあってわかりやすい、方針もとても考えてつくられていると思います。1つだけ、やはりいじめの早期発見というのは、いじめられている子が声を上げることが一番という感じがするので、実際にはどういうふうになればいいか、パンフレットを配っていたりすると思うのですが、子どもがもしそう感じたところに、どこに連絡をとっていくと、その後どうやってくれるのかというような形の、子どもからの視点で解決糸口というか、そういう図をどこかに入れてくれればというふうに思います。

○教育指導課長 わかりました。

○白井委員長 ほかに御意見ありますか。

よろしいですか。

では、基本方針は、一応きょうの協議としてはこれで終了させていただきます。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項ありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○白井委員長 それでは、以上で本日の教育委員会を閉会いたします。

午後 4時06分閉会